

松本市子どもの権利に関する条例等について

1 主な経過

年 度	経 過
21年度	・ こども部設置 ・ 庁内関係課において子どもの権利について調整会議を開催
22年度	・ 松本市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）において子どもの権利について検討する小委員会を設置 ・ 小委員会を4回開催して意見集約、協議会へ報告 ・ 報告を受け、協議会とは別の新たな検討組織において検討を進める方針を決定
23年度	・ 松本市子どもの権利検討委員会（以下「委員会」という。）を設置 ・ 24年11月までに委員会を19回、小委員会を5回開催
24年度	・ 委員会で条例化の必要性を盛り込んだ最終報告書を市長へ提出 ・ 条例案に対してパブリックコメントの実施 ・ 平成25年市議会2月定例会を経て、松本市子どもの権利に関する条例（以下「条例」という。）を制定
25年度	・ 4月に条例を施行 ・ 6月に条例第23条に基づく「松本市こどもにやさしいまちづくり委員会」（以下「まちづくり委員会」という。）を設置 ・ 7月に同条例施行規則第12条に基づく「松本市子どもの権利相談室こころの鈴」を開設
26年度	・ 約2年間、15回にわたるまちづくり委員会の審議を経て、条例第22条に基づく「松本市こどもにやさしいまちづくり推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定

2 子どもの権利検討委員会の条例への思い （最終報告書から抜粋）

松本市はいのちと人生の質を高めることを目指し、「健康寿命延伸都市・松本」の創造を基本理念としており、また、自然環境に恵まれるとともに、地域コミュニティの活動が活発なところでもあります。さらに、学都松本の伝統を活かし、市民の学びを大切にするまちでもあり、このような特徴を踏まえたものになるように考慮しました。

3 松本市が目指す「すべてのこどもにやさしいまち」（条例前文）

- (1) どのこもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- (2) どのこも愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- (3) どのこも松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち

- (4) どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- (5) どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- (6) どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

4 松本市の子どもに関する条例の概要について

松本市の条例は子どもの権利に関する総合的な条例で、子どもの権利の理念を実現するために、市、家庭、学校などの施設、地域での大人の役割を明らかにするとともに、子どもに係わる大人が連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを総合的、継続的に進めるものです。

- (1) 市や大人の役割（第3条）
- (2) 子どもの権利の普及・啓発（第5条）
- (3) 子どもの安全と安心（第7条）
- (4) 家庭、子どもに関する施設、地域における権利の保障と支援（第8～10条）
- (5) 子どもの意見表明や参加（第11条）
- (6) 子どもへの情報提供（第12条）
- (7) 安心した居場所づくり（第13条）
- (8) 環境の保護と防災（第14条）
- (9) 相談・救済機関の設置（第15～20条）
- (10) 推進計画策定・子どもにやさしいまちづくり委員会の設置（第22～25条）

この「すべての子どもにやさしいまちづくり」を総合的、継続的に推進するため、「子どもにやさしいまちづくり推進計画」を策定しました。

松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画について

1 計画策定の趣旨

子どもの権利条例は、子どもが一人の人間として、成長、自立していくために、市全体で子どもの育ちを支えていくための共通の基盤となるものです。また、子どもの支援だけでなく、子育てに関わる人たちを支援していく指針でもあります。

この条例の理念の実現を目指して、「すべての子どもにやさしいまちづくり」を総合的、継続的に推進するために策定したものです。

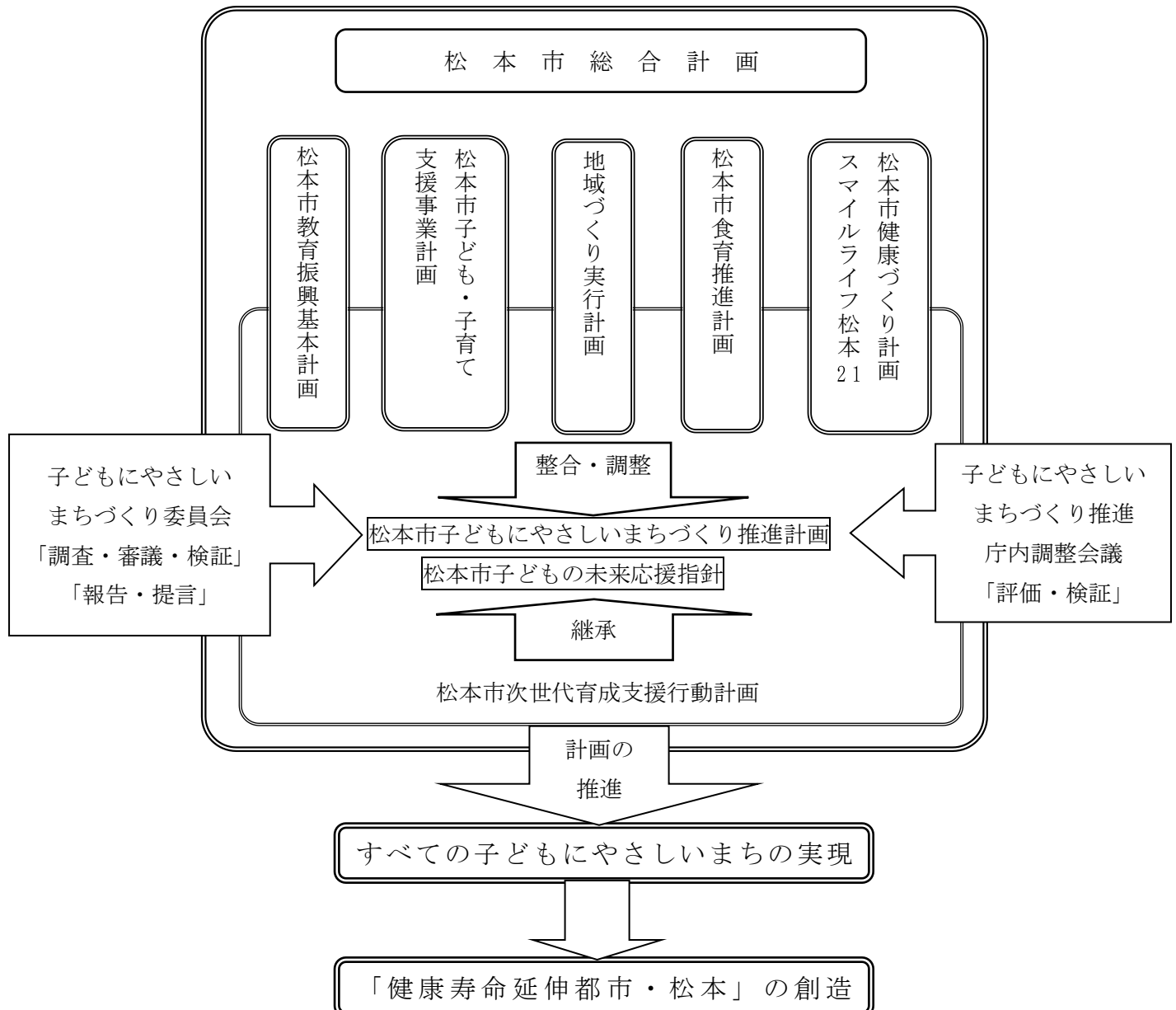
2 計画の位置付け

この計画は、子どもの権利条例第22条に基づき策定するもので、子どもの権利を実現する、子どもにやさしいまちづくりを総合的、継続的に推進するための「子ども計画」です。

3 計画の進め方

健康寿命延伸都市・松本の創造を目指すべき将来の都市像とした、松本市総合計画を含め、子どもの権利を保障する視点から、子どもに関わる他の計画と整合を図りながら、この推進計画に伴う実施事業の進捗状況等について、「子どもにやさしいまちづくり庁内推進会議」で評価・検証するとともに、「子どもにやさしいまちづくり委員会」で調査・審議・検証を行い、計画を推進します。

計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間です。



4 基本理念

「すべての子どもにやさしいまちづくり」

5 6つの基本目標

- (1) どの子どもいのちと健康が守られ、社会の一員として成長できるまち
- (2) どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、安心して生きることができるまち
- (3) どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- (4) どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- (5) どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- (6) どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

6 7つの施策の方向

- (1) 子どものいのちと健康を守り、大切にする環境づくり
- (2) 子どもの権利の普及と学習への支援
- (3) 子どもの相談・救済の充実
- (4) 子どもの意見表明・参加の促進
- (5) 子どもの居場所づくりの促進
- (6) 子どもが地域等で健やかに成長するための支援
- (7) 子どもの育ちや子育てへの支援

子どもにやさしいまちづくり委員会について

1 目 的

子どもにやさしいまちづくりを総合的、継続的に推進するとともに施策の実施状況を検証するために、子どもの権利条例第23条に基づき設置されています。

2 役 割

(1) 調査や審議

ア 推進計画に関すること

イ 子どもに関する施策の実施状況に関すること

ウ その他子どもにやさしいまちづくりの推進に関すること

調査や審議にあたっては、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めることができます。

(2) 提言やその尊重

調査や審議の結果を市長その他執行機関へ報告し、提言します。市長その他の機関は、委員会からの報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

3 開催経過と会議内容

平成25年6月から2年間、計15回の委員会を開催し、「子どもにやさしいまちづくり推進計画」の策定に向けて審議をいただきました。

平成27年9月からは第2期の委員会を8回開催しました。第2期の委員会では、5年間の子どもにやさしいまちづくり推進計画折り返しにあたり、評価・検証結果を中間報告書にまとめ、市長に報告を行いました。

4 中間報告の概要

推進計画の全体的な評価のほか、次の4つの施策について委員会を4つのワーキンググループに分け各グループが作成しました。

(1) 施策の方向2 子どもの人権の普及と学習への支援

(2) 施策の方向3 子どもの相談・救済の充実

(3) 施策の方向4 子どもの意見表明・参加の促進

(4) 施策の方向5 子どもの居場所づくりの促進

5 今年度の予定

3月中に2回目の委員会を開催する予定です。

松本市子どもにやさしいまちづくり委員会の開催経過

開催日			会議事項
25 年度	第 1 期	1	平成25年 6月24日 1 松本市子どもの権利に関する条例 2 松本市子どもの権利に関する推進計画策定についての基本方針 3 平成25年度松本市子どもの権利推進事業ヒアリング
		2	平成25年 7月26日 1 松本市総合計画ヒアリング 2 松本市教育振興基本計画ヒアリング 3 松本市次世代育成支援行動計画ヒアリング 4 松本市子どもの権利に関する推進計画策定についての基本方針
		3	平成25年 9月 2日 1 松本市次世代育成支援行動計画と条例の関係
		4	平成25年10月 8日 1 子どもの相談救済
		5	平成25年11月26日 1 子どもの居場所づくりの促進
		6	平成25年12月17日 1 子どもが健康でいきいきと暮らす環境づくり 2 子ども支援者への支援
		7	平成26年 1月20日 1 子ども支援者（教職員）の支援 2 子どもの権利の普及と学習への支援
		8	平成26年 2月13日 1 子どもの意見表明・参加の促進 2 計画全計画
26 年度	第 1 期	9	平成26年 5月 9日 1 子どもの権利に関するアンケート結果 2 子どもにやさしいまちづくり推進計画（案）
		10	平成26年 6月23日 1 子どもにやさしいまちづくり推進計画（案）
		11	平成26年 7月16日 1 子どもにやさしいまちづくり推進計画（案）
		12	平成26年11月10日 1 子どもにやさしいまちづくり推進計画（案） 2 子どもの権利の普及と啓発 3 子どもの権利に関する情報収集と共有
		13	平成27年 1月19日 1 パブリックコメントの結果について 2 推進計画（案）のアンケート結果について 3 推進計画（案）の成果指標について 4 平成26年度事業について
		14	平成27年 3月10日 1 子どもの居場所づくりについて 2 子どもの意見表明と参加について 3 子どもの権利相談室「こころの鈴」について ※ 松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画策定
27 年度	第 2 期	15	平成27年 6月 8日 1 施策の方向2 子ども権利の普及と学習への支援に関する事業の実施状況について 2 子どもにやさしいまちづくり委員会第1期の総括について
		1	平成27年 9月29日 1 施策の方向3 子どもの相談・救済の充実に関する事業の実施状況について 2 まつもと子ども未来委員会、子ども交流事業の活動経過報告
		2	平成27年12月21日 1 施策の方向4 子ども意見表明及び参加の促進に関する事業の実施状況について 2 松本市子どもの権利に関するアンケート調査の実施について
		3	平成28年 2月 8日 1 施策の方向5 子どもの居場所づくりの促進に関する事業の実施状況について

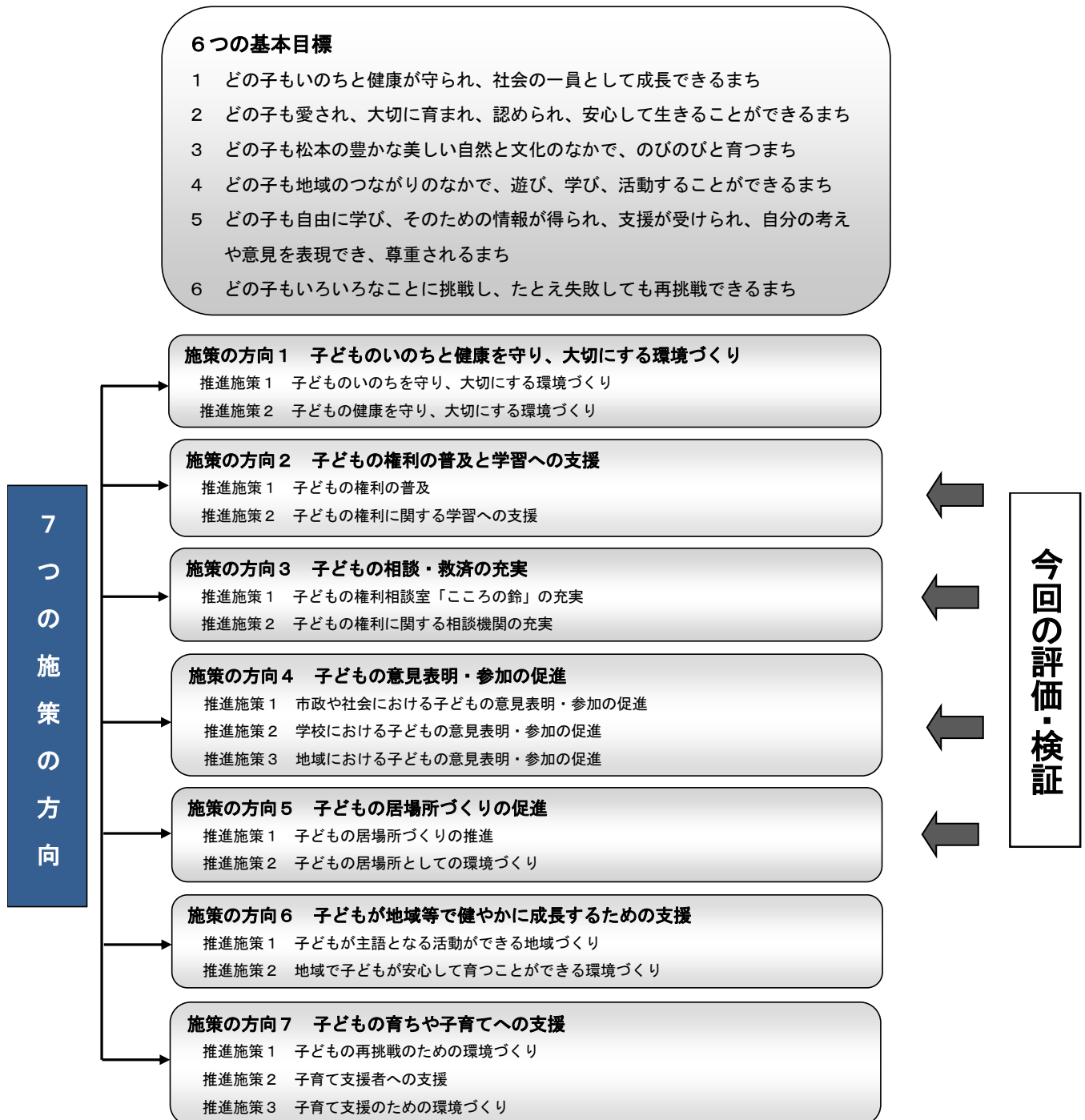
開 催 日				会 議 事 項
28 年度	第 2 期	4	平成28年 7月19日	1 松本市子どもの権利アンケートについて 2 平成27年度子どもの権利推進事業の実施状況について
		5	平成28年 9月26日	1 松本市子どもの権利アンケートについて 2 施策の方向2 子どもの権利の普及と学習への支援について 3 施策の方向3 子どもの相談・救済の充実について
		6	平成28年12月19日	1 子どもの権利条例の普及・啓発について 2 施策の方向4 子どもの意見表明・参加の促進について 2 施策の方向5 子どもの居場所づくりの促進について
			平成29年 1月23日	ワーキンググループ責任者会議
			平成29年 3月28日	ワーキンググループ責任者会議
29 年度			平成29年 5月16日	ワーキンググループ責任者会議
		7	平成29年 5月30日	松本市子どもの権利に関する条例について 松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画について 松本市子どもにやさしいまちづくり委員会について 平成28年度事業量調査について 中間報告に向けた取り組みについて
			平成29年 7月11日	ワーキンググループ責任者会議
		8	平成29年 7月24日	中間報告に向けた取り組みについて
			平成29年 8月28日	ワーキンググループ責任者会議
		平成29年 9月19日	中間報告書提出	

子どもにやさしいまちづくり推進計画の中間報告書（概要版）

1 委員会の概要

委員構成 有識者（6名）、こども関係機関（6名）、地域関係団体（2名）、公募委員（1名）の計15名

2 推進計画の基本目標、施策の方向



3 主な提言内容

全体の検証
・子育て支援中心の施策に取り組む自治体が多いなか、なかなか理解が広がらない子どもの権利という視点に基づいて、子ども自身の育ちに関わる子ども支援の施策も実現させている松本市の取組みは、ある意味チャレンジであり、施策・事業の効果・成果を市民と共有するとともに他の自治体に広がることを意識して具体的に確認・アピールすること。 ・計画は着実に実施されてきているが、その速度と内容は子どもを取り巻く現実に対応したものになりえていないため、担当部署は条例が制定されたことの意味を再認識し、子ども施策・事業に生かすこと。 ・松本市は、いのち・健康に関する施策や文化に関わる施策など、先駆的に取り組んでおり、これらの「強味」を本計画と連動させて子どもの育ちを市全体で支えていくことが重要。地域コミュニティの再構築に向けての取組みにおいても子どもの主体的な参加等を促進すること。
実施状況の検証
【子どもの権利の普及と学習支援】 ・条例及びこころの鈴の認知度の向上を図ること。 ・幼い子どもへの学習支援として、制作済みの権利紙芝居を計画的に活用するとともに広報に努めること。また権利絵本を早急に制作すること。 ・こども育成課と学校指導課が連携し、小・中学生を対象とした学習パンフレットを作成し、活用すること。また、その学習事例等を収集し、学校の指導計画に位置づけること。
【子どもの相談・救済の充実】 ・先進地の研修や近隣他市との意見交換を行い、さらなる相談室の質の向上に努めること。 ・学校指導課やこども福祉課など、関係機関との担当者会議を定期的に開催するとともに、児童センター、子どもの居場所職員との連携を密にすること。
【子どもの意見表明・参加の促進】 ・学校指導課及び校長会と連携し、子どもの意見表明・参加の促進のためのプロジェクトチームを作り、意見表明しやすい環境を積極的に作ること。また、実践事例集を作成し、学びあいなどの検討をすること。 ・児童センターで子ども運営会議などを行って意見反映に努めること。 ・まつもと子ども未来委員会の参加のあり方について工夫すること。特に高校生の参加促進を行い、より充実を図ること。 ・子どもたちの意見を取り入れた情報提供マニュアルを作成すること。
【子どもの居場所づくりの促進】 ・はぐルッポの拡充と人員確保に努めるとともに、はぐルッポをモデルとした居場所の増設について検討すること。 ・外国籍の子どもや障害のある子どもの居場所づくりについて整備・拡充を図ること。
推進体制について
・子どもにやさしいまちづくり庁内調整会議を実質的な子ども施策推進の根幹に位置づけ取り組むこと。 ・市民、NPOなどとの連携や子どもに関わる情報の共有（子ども白書の作成）、大学との連携をさらに進めること。 ・委員会の開催回数を増やすなどの条件整備をすすめること。また、役職で選出される委員の任期を本委員会の任期に合わせることを検討すること。